大根占町報

第３１号

発行所
大根占町役場
電話 大根占１番
編集兼発行人
宮里軍吉
印刷所
鹿児島市易居町２番地
南日本新聞社印刷局
電話２２００番

米の予約買付制度

良心的な申込が、かぎ

一割五分を前金拂い

今年から、米の供出制度が変つて、「事前売渡申込制」といつて農家の方から、出来秋前に〝いくら売ります〟と申込をして、政府に売渡す仕組みになります。

しかし食糧管理法は、ちゃんと残つていますから、政府以外に米を売ることは許されず、農家は、適正な申込をして、農協を通じ、販売出来る米は全部政府に売らなければなりません。以下新しい制度の要点について説明します。

◎簡単に云えば、供出割当のかわりに、農家が自主的に申込をする〝かたち〟になつただけであると云えます。

◎天下りの割当はないが、政府は全国集荷団体、県の集荷団体を通じて町の集荷団体（農協）に集荷予定数量を示し、集荷団体（農協）は、農家の申込量が、この示された予定（目標）数量を下らないようにするわけです。

◎農家は政府以外に売ることは出来ず、正しい申込をしなければなりませんが、不当に申込みが少いときは、これを適正な数量に引上げるため、必要な手がうたれるわけです。

◎適正な申込が行われ、集荷が円滑にできるように、米穀売渡推進協議会というものができ、町農業委員会、農協などの関係者で組織されています。

◎申込は予約数量が示されてから二ケ月間の中にし、申込みと同時に約一割五分程の前金払をします。また申込みをして売つた分について、その代金の一定割合を課税所得に算入しないで、所得税を軽くすることになつています。

◎この制度が、成功するか、どうかは、適正な申込が行われて、売渡がうまくゆくかどうかに、あるわけですから、よくこの点をわかつていただいて、配給を受ける消費者の身にもなり、協力して下さるよう、お願いします。

◎この制度の直接の取扱いは農協がやりますが、わからないことは、役場や、農協に問合せて下さい。

△中下旬にかけて二・三部落単位に説明座談会を開く予定です。

町議会だより

議案第四六号　財産の取得管理及び処分ならびに営造物の設置及び管理に関する条例（町有の財産、道路、学校、住宅などの管理や処分取得について規定した条例）は一部修正可決され、四七号　歳計現金の預入先を追加する案（神川郵便局池田郵便局）及び四八号不用材の処分についての議案（小学校の補修による不用材、松喰虫の為枯れた松立木の処分）はそれぞれ原案通り可決された。次いで町長から米の予約買付制の実施、池田支所の問題、海岸堤の破損に関すること等の報告があり閉会した。

町縣民税の賦課を終えて

本年度、町県民税の賦課は六月に終えましたが、この税の内容は、既にご承知のことですが、もとの町民税は所得の状況、資産の状況生活状態などを考えて、見立加味が行われ、課税上から考えると、便利で、融通自在の妙味を発揮していたのでありますが、現行の町民税は、純粋な人頭税と、所得に応分して課されています。成年者であれば、誰でも（免税条項はある）納税義務を負うものとされ、世帯主も世帯員も、社会のいろいろな利益に対し、その費用を分担し合い、所得者は、前年の実績所得額に応分して納税することゝされ、納税義務者は良識的に申告することゝなつています。また、それぞれの税額は法律によつて、最低が定められ、最低以上に課税する場合でも、その限度が定められています。（各種税でも同じ）本町の場合は、どの税目でも最低以上に課税されていません。これは法律による最低であるとともに、町議会で認められたもので、町長が一人で自由に定められるものではありません。やゝもすると、元の町民税の賦課方法を思いだして「暮しは良いのに、税は安い」と、〝所得は同じなのに税金は差がある〟などと聞くのでありますが勿論、このようなことを云える点があるかも知れません。しかし法律を無視することは出来ません。

免税条項とか扶養控除など、みなさんが、知つておられることですから申上げませんが、総じて税金は、おたがいに納得してこそ、完納されるものと思います。

今年は、相当金づまりになつてくるようです。期日までに完納できるよう、納税貯金、日掛など心がけて下さい。また、滞納されて財産差押えとなると、おたがいに暗い気持になります。一ペンに納められないときは、分割納付も認められています。

次に町県民税の参考資料をお知せします。

（税務課長　南　畩吉）

町県民税額	3,201,640円	総戸数	686人
〃	686人	総戸当	1,336円
総戸当	4,732円	総戸当	1,074円
総戸数	3,396戸	737,361円	
総戸数	2,980戸	307円	
総者数	247円		

（総戸数は2,980戸）

（源泉徴収分）

池田支所

七月一日から発足

前号既報の大根占町役場池田支所　開所式は校区民、関係者多数参集して七月一日行はれ同日から発足することゝなつた。

事務所は池田小学校上の公営住宅を一部改装して当てられることゝなつた。支所で取扱う事務の概要は次の通りである。

◎食糧配給関係
　通帳の発給
　転出、転入、出生、死亡など異動届の受理
◎住民登録に関する届出の受理
◎火葬消費許可申請に添付する証明の発行
◎埋葬許可書の発給
◎戸籍に関する諸届書の受理
◎母子手帳の交付
◎個人的な内容に止まる諸証明の発行
◎徴税事務

第一回　部落長会

新年度初の部落長会が六月二十三日開かれ、殆んどの部落長が出席辞令交付の後、町政当面の問題についていろ〜協議が行はれた。助役、各課長から事務の大要の説明があり、質疑応答に移り、八名種機関の会合が農繁期に入つてからひんぱんに開かれる、町で音頭をとつて会合を少く農閑期に開くようしてもらいたい。△役場や各機関の通知が不規則に次から次にくる、できるだけ統制してまとめてやつてもらいたい、など活発に意見、要望が出された。

食糧事務所異動

転出
田代村出張所長へ　山南　繁彦
東串良町へ　北　国治

新任
田代から大根占出張所長へ　前田　昌之
根占から　内園　清則

〝町民室〟が設置されました

今ど、役場の玄関をはいつてすぐ右手の方に、〝町民室〟が出来ました。この室は

○待合せを必要とする窓口事務の場合の待合室として
○届出などの書類を書くに便利なように、
○選挙方からこられたみなさんの休憩所として

できたもので、お茶の接待などして、役場にこられたみなさんのくつろぎの場所とするためです。

えんりよなく入つて利用して下さい。

7月1日現在　住民登録

人口	
世帯数	2,967
人口	15,299
男	7,580
女	7,719
本籍戸数	3,889
〃　人口	18,179

豆辞典

起債（きさい）

みなさんは最近よく、新聞などで〝起債〟という言葉を見聞きされることゝ思います。地方自治、地方財政など語られる場合、必ず出来て来る文句です。これは、県や、町村で学校を作つたり、道路を作つたり、その他いろ〜な事業をやる際に、どうしても自分の金だけで出来ないので国としても、こうした地方財政の状況を考慮し、毎年度の、地方財政計画の中に、県市町村の起債ワクを入れており、この計画に基づいて、貸付けられます。これは勿論、無制限に貸付されるのでなく、その市町村等の財政の状況等を調査し、国の認めに事業の経費に対してだけ貸付けられます。

どこの町村でも相当の金額を借りていますが、主に大蔵省資金運用部という処から、十五年乃至八年据置期間で、年利六分五厘ぐらいで借入れ、いわゆる長期低利資金というわけです。大根占町で戦後現在までに借入れた金額は約三、三〇〇万円で事業別に見ると、

中学校建築費	四九八万円
大根占港修築費	九九〇万円
学校災害復旧及び老朽校舎の改築費	七〇〇万円
土木災害復旧費	七七三万円
公営（災害）住宅費	二一〇万円
奥地林道開設費	六〇万円

となつていますがこの返済については、償還計画をたて、毎年度の予算から返済しています。

なお、災害のために借り入れた起債は、国から一円について、九十五毎程度の補助があります。

大根占町の郷土史（第十二回）

鎌倉代時の禰院寢

筆者　堂地　続

五、祢寝院領主、野上田伊予坊平時盛

1田代系図及び田代文書による平時盛

平時盛の末孫たる田代村田代憑熊氏家蔵の文書によると、先祖平時盛が我が祢寝院の領主となつた由来について次の通り述べている。

小松内大臣重盛の二男を資盛と云い其の次国盛、此の二代は平家都を落ちて後、源氏の害を避けて諸国を辺転隠在し、国盛の男時盛に到り近江国建部大明神の神主の宅に逗留し、建部大明神の書誌一通を奉納し祈願して申すには「運命を開き一国一郡の主となつたならば姓を改め建部と号し、其の土地に建部明神を大勧請して氏神としてあがめよう」と、はたして其の願の通り平家一族たる北条氏が鎌倉の執権職として権勢が高くなつたのでこの北条氏をたより将軍頼朝に謁し大隅国祢寝院をたまい、翌年（文書に年号を脱す）下向し祢寝院の城下に建部大明神を建立し姓を建部と改めた。

更に田代系図によるに家系次の通りである。

平重盛―維盛―六代
　　―資盛―実盛―国盛―
　　―時盛―存盛（大郎）
　　―伊豆守
　　―祢寝院下向
　　―改姓号建部
　　―兼盛（二郎）
　　―大隅国田代を領し地名により初めて田代と号す
　　―成盛（三郎）
　　―時盛の遺領祢寝を領し家号祢寝

旧記によると祢寝に下向した後佐多町郡にある高木城を居城としていたが佐多の領土は長男存盛にゆづつた。存盛の孫久秀は永久の乱に参加し宇治川にて戦死したのでこゝに佐多家は断絶し、守護領となつた。

二男兼盛は田代を領して田代姓を称し、田代麓の勝尾城を居城として繁栄したが応永年間（室町幕府四代義持の時代）に至り祢寝家十二代重清の為に田代を合併せられた。子孫に田代家上田家がある。

三男成盛は祢寝を領し祢寝姓を称した。三国名勝図絵によると「上古大祢寝城（高城の事である）は佐多城主伊予坊時盛の三男祢寝三郎成盛守る」とあるが成盛の後が明瞭でない事は遺憾である。

2平時盛の墓地発見さる。

従来平時盛の史実については諸古文書に記する所は概ね上述の通りであるが昭和三十年二月五日大隅史談会が田代村に於て開催され史蹟踏査がなされた折、はしなくも平時盛の墓が発見された事は社会に多大の感銘を与えた。これにより伸ば伝説的に語られていた根占の歴史に確実なる資料を提供し、史実として千均の重みを加えたのである。所在地点は田代村麓上田徹志氏宅地内で墓碑は高さ五尺、正面に伊予坊の碑銘あり、右側面に奉建立、左側面に寛政六甲寅正月七日上田清六、とあり。これによつて見るに故葬した墓である事は明らかである。上田家はもと野上田の姓であつたが上田に改めた旨系図にあり、墓碑にある上田清六は上田家二十四代にしてこの墓石は約一六〇年前に建立したものである。又同家所蔵の「屋敷の図」なる古文書に「先祖直し墓祠」とある。察するに田代家菩提寺たる宝光寺（明治二年廃寺）墓地より上田屋敷に移転し更に十八年前現在の地点に移転したものと思はれる。

3以上述べた通り、平時盛が祢寝院に下向し、誓願により建立した建部神社は現在根占町にあり、其の居城は佐多町郡と伝えられ、更に発見された墓名は田代村にある所より考へるに、其の支配していた所領に不明な点が生じて来るが平時盛の存在していた事は確かな事実である。更に研究を進める事により時盛の事蹟並びに祢寝氏との関係が明確にされる事を期待したい。

◆郷土史連載一ヶ年を回顧して

筆者

大根占町の郷土史第一回を発表したのは、昨年八月であるので今回で丸一ケ年を迎えた。日刊とちがい月刊であるので前後の脈絡を一貫する必要上時折第一回より通読して見るのであるが、其の間いさゝか雑感なきを得ないのである。

当初郷土紙の起稿を依頼された時、不明な点や未調査の分もあるがそれ等は今後調査研究を継続して行く中或程度のまとまりはつけるだろう、「一つ書いて見ようかなあ」と引受けた次第であるが、さて筆を取つて見ると仲々書けそうにないのである。断片的な知識はあつても、有史以前より現代に至る数千年間を時代的にしかも系統づけて叙述する事になると生はんかな知識ではどうする事も出来ないもどかしさを感じ「めくら蛇におぢず」のたとえの通り気易く引受けた冒険さを痛感する次第であるともあれ筆を取る事十二回、早一ケ年を迎えたのである。

現在まで郷土史と銘打つた資料の無い本町の歴史を叙述する事は、いわば未知の山に分け入る様なものである。案内者となるものは声なき文献であり、遺蹟遺物であるが、時には伝説に耳をかし、民俗学的資料から史実の究明に乗り出す必要も出て来たりして、それ等を消化し、取捨選択し系統づけて一つの文章となす事はけだし難事中の難事である。然も文化的資料に乏しい事は誠遺憾に思う点であるが、それも我々の祖先の、広く言えば過去の日本人の物の見方考え方を知る上に一つの示唆を与えるものと言えよう。歴史の叙述にわ創作はゆるされないのである。即ち史実が伴なわなければ歴史とは言えないのである。そこに執筆者の苦労があるし、責任が生ずるのである。さて今まで我が町出身の学生諸氏や、記事に関係ある人々、又県下各地の郷土史研究家より本紙の調査与方を依頼された事がしば〜あつた。拙稿ながらこの郷土史が町民各位と広く社会の人々の需要の一部にでも役立つものとしたら、筆者の潤足とする所であります。然し読者諸賢には読みづらい文字が、文章に難解な点もある事と思いますが、資料となる文献の持ち味を生かそうとすると自然そうなつて来るし、かて、加えて筆者の文才の乏しさから平易な叙述に至らない点は御ゆるしを願きたい。一ケ年を回顧して感想の一端を披瀝致しました。大方の御叱正を願きたいと思います。

〝町民の声〟をつのる

明るい政治は、明朗で建設的なよろんのもりあがりによつて行われるものです。自己の正しいと信ずる意見批判は広く大衆に訴え公正な政治が執行されるようにしなければなりません。投稿することを〝いやしむ〟ような考えはもう現代のものではありません。こだわりなく、たくさん投稿があるように望みます。

◎あて先は「役場広報係」　毎月25日　しめ切り
◎内容は大根占町の発展明朗化に関するもの何にても可
◎字数は約800字以内
◎住所氏名を明記すること　なく名、変名は採用しないこと。

7月の行事

1日　役場池田支所開所式
　　全国安全週間
6日―12日　赤痢予防週間
7日　七夕
20日　土用　海の記念日
21　計量器定期検査　役場
22日　〃　神川公民館
27日　土用丑
中下旬　町政を語る会

◉月間
自立促進貯蓄運動
社会を明るくする運動

みんなの手で明るい生活を

七月一日～三十一日

社会を明るくする運動

法務省の主唱で、「社会を明るくする運動」が七月一杯全国一斉に展開されます。

誰もが、この社会から犯罪をなくし、平和な生活を営めるよう望まないものはありますまい。ところが世の中がすゝむにつれて、犯罪は後をたゝず、殊に青少年の犯罪が、益々増えていることは誠に残念です。この犯罪がなくなれば私共の毎日の生活はどんなに明るく楽しいでしょう。病気に手当が必要なように、犯罪にも手当が必要です。たゞ放つておいては犯罪は少くなりません。まして罪を犯した人も、個人として尊重さるべき国民の一人です犯罪を起す原因はいろ〳〵ありましようが、その多くは、家庭や、社会環境に支配されて起ります。私共は先づ自分の身のまわりから、犯罪が起りやすい環境をなくすることが大切です一度罪を犯すと、法の裁きを受けて、刑務所や少年院に収容されますが、こゝでは犯罪者を苦しめこらすのが目的ではなく、一日も早く社会人として、生活出来るよう矯正教育を行つているのです。そうして真面目で成績が良く、社会に出ても再犯のおそれがないと認められたものは、刑期の終了を待たず、仮釈放、仮退院が許されます。こうして出所した人々、執行猶予で保護観察に付された人々に対して保護観察が行はれます。この保護観察を司る機関に、保護観察所があり、犯罪者の指導、援護に、保護観察官と、保護司が当つています。保護司は民間人から選ばれ、無給の国家公務員として法務大臣から委嘱されるもので、大根占町に九人の保護司が居り、四ケ町村の保護司で大根占地区保護司会が構成され、これらの人々とよく連絡を保ちながら、社会人としての生活が出来るよう、相談相手となり、職を与え、指導と援助を行い、励まして、再び悪の道に転落しないよう、努力しているのであります。ところが、社会の人々が、このことをよく理解して温い目で見守り、励ましていただかないと、前非を悔い、真剣に更生しようとしているのに、前科者として白眼視され、職にもつけず幾度か犯罪をくり返すことになります"その罪を憎んで、その人を憎まず"と申します。更生補導に協力していただき、あたゝかい愛の手を差のべていただけば、どんなにか感謝して更生々活に邁進するでしょう。

◎愛の図書寄贈運動（七月中）

刑務所や少年院などに収容されている人々に読み古しの本を送つてやつて下さい。

送り先　大根占町公民館内
大根占地区保護司会

『社会を明るくする運動』期間中の行事
大根占町公民館

9日　官公署団体連絡協議会
下旬（町婦人会臨時総会
町青婦評議員会
青少年大会
10日　水難救助法講習会
14日　大根占小学校
映画会
262日　神川中クラブ

農業記　アメリカにみる

日本農業を救うもの!!

開拓者の精神

團結・組織

田寺　彦藤

経営の面でも規模が大きく、専業化され、然かも雨量少く、台風のない自然の好条件に恵まれたアメリカ農業を、そのまゝ日本農業の経営、技術に応用することは無理なことです。しかし学ぶべきいろ〳〵の重大な意義があり、此にその全てを報告出来ませんが、米国農民の開拓精神について、ふれてみたいと思います。

米国は新開地で、誇う処の開拓精神は土地の開拓よりも生活の開拓であります。世界各国の人種の集つた国で、その中に、日系移民が如何に白人の迫害を受け、排日運動の盛んな時代に堪えて、現在の地盤を築いたが、それは一朝一夕にして成つたものではありませんアメリカでは、濡手で粟式の金儲けが出来るよう考えますが、決してそんな天国ではありません。多くの一世の苦闘もそうですが、お世話になつた知野氏（61才）の四〇年の歴史が最もよくそれを物語つています。氏は青雲の志を立て渡米以来、淋しい山奥や、牧場、市場で不眠不休の重労働を続け、その当時の苦労は、思い出して話す度に涙なくしてはきけない苦しいものでした。戦前野菜専門で、生活の基礎も出来た処で、大戦となり、財産も没収され、キャンプから出た時は無一文で、家族九名を負う運命となり、途方に暮られたそうです。ところが"情は人"の為ならず"戦前白人に好感をもたれ、信用あり人情味ある氏の人柄は、人が捨てゝ置かず、多くの資本と農場を斡旋してくれ、現在の経営になつていますが、生産物は知野というレッテルだけで取引される位の篤農家で、今后益々発展されると思いますが、氏の不撓不屈、たゆまざる努力の現れでありましよう。二〇年おくれていると云はれる日本農業に対する青壮年の、農業に対する気構えと申しますか、精神面の欠除が痛感されます。米国農業の次代を背負う4Hクラブ員などの活動にくらべ日本の青少年は、いさゝか劣るようにみえます。農地の開拓の外に精神の開拓が必要で、米国に於ける日本移民の開拓精神こそ日本農業発展の基礎でありましよう。次に、あれ程生活の豊かな米国農民が、如何にして生活を守つてゆくかということに、非常に気を配りそれは協同組合の組織の力によつて政治的に農民生活の向上を目指していることです。大いに学ぶべきことでしよう。派米青年を会合して得た結論は、日本農民を救う道は、農協を強化し、農村心に団結する外にないということですが今後、国際的な、農産過剰の圧迫を受け、生産費の高くつく零細経営で、どうしても生活してゆけるか、災害常習地の鹿児島県の場合、十年、二十年先のことを考えると、お先真暗と思はざるを得ません。我々農民の声を政治に反映せしめ、解決をはかるには組織と団結より外にありません。農協存廃の岐路に立つている今日我々農民は、このことをよく考え健全農協の育成を切に希望するものです。又機会がありましたら、他のいろ〳〵なことを報告したいと思いますが、数回にわたり抽象的な報告になりましたが、一応これで終ることゝ致します。

（写真は果樹園の霜害予防装置）

三周年を迎えた

住民登録

届出は十四日以内に

皆さん七月一日は、我が国に住民登録制度が設られて三周年になります。ラジオや新聞或は町報等で度々報知されますように、住民登録は、私共国民の現住所を明かに登録し、その後の転居や世帯主等の変動についても、その都度速かに届出をして、いつも住所を明確にしておく制度であります。これによつて私共は居住証明や印鑑証明、選挙権、或は就学その他大根占町住民としての権利をもち、一方役場では確実な住民の実態が握出来ますので、町行政面の重大な基礎資料とされ、なお県や国等の変動についても、それ〴〵の分野に大へん役立つているのであります。

それで町内に住所がありながら、未だに届出をしない人、他の市町村から転入されてその居出をされない人又町内で住所を変えてそのまゝの人、世帯主の変更や又一世帯が分れて別に世帯を構えられた人等すべて速やかに届出をされるよう御知せします。

念の為に申上げますが、戸籍の出生と死亡の届出をされた人は職権によつて記載しますので、これらの人に限り住民登録の届出の必要はありません。なお配給手続と住民登録をよく聞違えて、配給手続さえすめば住民登録もすんだように考えられますので、配給関係と住民登録の関係は別個なものでありますから申添えておきます。

住民登録は戸籍係に

転入届、転居届、変更届、何れも期限は十四日、正当な理由なく期間中に届出をしない者は五〇〇円以下の過料に処せられ又係員は実態調査も出来ますが質問に応じなかつたり、陳述を拒んだり又妨害する等の行為は五万円以下の罰金に処する等の規定が設けられています、尚詳細は戸籍係に御尋ね下さい。

農業技術講座

水稲の肥料 ⑦

小出水操

水稲も陸稲も作付が終つて一息と云うところ、非常にお疲れのことゝ思います。稲の作付程重要な仕事はありませんが、今年は豊作であればと皆様と共に念願して止みません。豊作を祈るならどのようにして肥料をやればよいか、一番よい時期にどのような肥料をどうしてやるかお疲れをなおしつゝ考えて見ましよう。

肥料にはいろ〳〵あります。吾々が普通呼ぶ肥料を窒素、燐酸、加里、の三ツに大別され、此の内窒素に硫安、尿素、硝安、石灰、窒素、燐酸過燐酸石灰、熔成燐肥、トーマス燐肥、加里に、硫酸加里塩化加里、等分られ、又骨粉、菜種油粕、草木灰等窒素燐酸加里等を主に含有する幾つかの肥料があります。これらの肥料を具合よく組合せて施すことが作物栽培のこつであります。そしたら窒素燐酸加里はどんな役目をしいつ頃施すべき肥料か窒素は植物の生命の源である細胞原形質の主成分（窒肥）加里は細胞核の主成分（堅肥）燐酸は植物体中で澱粉及び蛋白の合成にふかい関係がある（実肥）、と云われ各々役目がちがつている。施す時期は窒素は元肥と追肥、燐酸は元肥に、加酸は元肥と追肥に施すべきであります。水稲の養分吸収状況は——吸収全量を一〇〇とした時の各時期の割合を示す。

田植後日数	0日	14日	32日	46日	70日	119日
窒素	2%	8	35	63	79	100
燐酸	2%	6	19	54	84	100
加里	3%	6	28	63	100	100

これ等ちがつたきめの肥料であるので一方的な肥料にかたよつてやることはよくありませんから、適当に配合してやることが大事で一方的にやつては、不足する肥料によつてとりめ（収量）が決定されます。此のことを肥料の最少養分率といつて次の図の結果になるといましめられております。

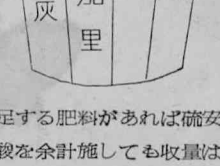

作物の収量は最少の条件に支配される

不足する肥料があれば硫安や燐酸を余計施しても収量は上がらない。

しかもこの頃は霖水後すでに相当日数がたつてるので土の中の微生物の活動が当初のころほど盛んでなくなり一応安定した状態にあるため、表層に施しても脱窒（窒素がにげる）が少いからである。穂肥の時期と、効果を見ると次の成績の通りであります。

区別	反当玄米量
硫安全量元肥（追肥なし）	石 二七
七月二五日区	斗 三
八月八日区	升 三
八月一五日区	三〇一
八月二五日区	三一三
	二八六
	二〇七

備考　施肥量（堆肥以外は成分量）
元肥　窒素一・〇五〆
但し全量元肥区は一・五〆
燐酸一〆
加里一〆
堆肥二〇〇〆
追肥　窒素は〇・四五〆

以上施肥について述べましたが、私たちは常に地力を考えに入れて行うことが大事であります。

稲が吸収する窒素は肥料として施した窒素よりも、土や潅漑水から天然に供給される窒素の方が多い稲の吸ふ窒素の三分二は地力窒素であると言われ、地力窒素を補ふために窒素を施すものであるからその量ややる時期は地力窒素（地力）によつてかえるべきであります。又土の取扱い方や天候などによつて変つてくるので年により田によつてちがいがある。従つて元肥にせよ、穂肥にせよ、その量ややり方ややる時期は稲の生育過程にも注意しなければならない。以上の点を考え施肥の合理化によつて増収を挙げられるよう切望します。

農園防災

手入れは中旬までに必ず敷草を

神川、池田、宿利原地区に設けた防災茶園は、今が一番大事なときです、特に、今年植えた茶園は次のことをよく守つて、ていねいに育てゝ下さい。

◎中耕除草

現在五寸くらいに伸びていますが、相当雑草が、生えています、梅雨明け（七月中旬）までには中耕除草を終ること、その際の鍬入れは根元から五寸くらいはひかえる根を洗いだしていたら、土寄せをする。

◎追肥

反当堆肥三〇〇〆、硫安三〆、過石二〆、加里一〆位、化学肥料をやる時は、根元から五寸外側に施肥溝をつくつてやる、今からは乾燥がはげしく、枯れることが多いから、雑草防止をかねて、必ず敷草をする（わらでも、むぎわらでもよい）これだけは必ず実行して下さい。

◎今年は、"茶ワンカ"の発生が非常に多い、茶摘み十日前にCDT乳剤四〇〇倍液を必らずかける

※二番茶操業

町営製茶工場の操業期間は、池田宿利原とも七月五日から十日間です。一葉も残らず、摘んで現金化して下さい。

計量器の定期検査

正しい計量器（はかり）で、明るく取引きをするように、計量法という法律によつて、すべての計量器は定期的に（三年に一回）検査を受けなければならないことになつています。次の日程で行はれることになつていますから、取引きに用いる計量器を持つている人は洩れなく検査を受けて下さい。この期間内に検査を受けないと、鹿児島まで検査を受けにゆかねばなりませんし、又罰則の適用を受けることになります。

郵便局を除く他の官公署のものも受検しなければなりません。

七月二十一日　町役場
〃　二十二日　神川公民館

いづれも午前八時三〇分から、午後四時まで。

印かん届について

最近いろんな事情で、印かん届や印かん証明の取扱いが、多くなつていますが、手続きをよく知つていないと、何ども面倒をされることがあります。

◎印かん証明は代理でも出来ますが、印かん届（改印届も含む）は、原則として、必ず本人が、直接役場へ来てしなければ、なりません。たとえ、夫婦、親子兄弟の間がらでも代理はできません。

◎もしいろ〳〵の都合で、本人が出頭できないため、代人や郵便で届出をするときは

1、本町に印かん届をしている成年者の保証人をたてる（保証には必ず実印で）

2、他町村の人を保証人にする時はその町村長の印かん証明を添付する。

3、本人が出頭できない理由書をつける

◎本町で印かん届が出来る人は、大根占町に本籍がある人、又は住民登録をしている人です。

◎本町に本籍のない住民登録者が印かん届をする場合は、本町に印かん届をしている成年者を保証人とし、保証人は、その住民登録者が、本籍地に印かん届をしていないこと、または届出をしている印かんに相違ないことを証明しなければなりません。

氣象概況

大雨に注意

（鹿児島地方気象台）

7月中旬

上旬にひきつゞき、梅雨前線が九州附近にあつて梅雨が続きますが、旬半頃から梅雨前線は次第に北上して、梅雨が明けましよう。このため天気は前半悪く、大雨の懸念がありますが、後半は夏らしくなりましよう。気温は、一時やや低いが、後半次第に高くなりましよう。雨量はやゝ多い見込ですが、大雨の懸念もあります。

7月下旬

北太平洋の高気圧が発達して、本邦の南東海上に張り出し、夏型の気圧配置となりましよう。このため夏型の天気となり、晴れることが多いが、一時にわか雨や、雷が多くなる見込です。気温は一般に高温ですが、旬末に一時ひくなることがありましよう雨量は平年並でしよう。

7月概況

夏型の気圧配置はやゝ、不安定となり、特に月の半ば頃には天気の崩れる可能性が大きく、この頃かなりの大雨が予想されます。なお、月半ば頃南方海上に台風が現われるおそれがあります。気温は切め並ですが下降傾向となり。時々低温が現われて、月末に並にかえり、平均ではやゝ低く雨量は平年並となる見込です。

◎7月の大雨は北上した梅雨前線が再び南下する時に起りやすく、最近の記録では

28年7月18～19日　200～300ミリ
26年は7月7～10日　300～500ミリ

があるが、また7月の台風は雨の多いのが特徴である